

県指定無形文化財保持者の追加認定について

文化財課

1 「八重山古典民謡」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる14名を沖縄県指定無形文化財「八重山古典民謡」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された7月15日付けとなる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名	住 所
八重山 古典民謡	三 線	<small>あらしろ こうけん</small> 新城 浩健	石垣市
		<small>いなかく よしお</small> 稲福 義男	那覇市
		<small>おおはま やすのり</small> 大浜 安則	石垣市
		<small>くろしま ひろし</small> 黒島 弘	石垣市
		<small>こはもと やすお</small> 小波本 康夫	石垣市
		<small>たいら こうじ</small> 平良 広治	東京都杉並区
		<small>たまよ せ たけし</small> 玉代勢 武	浦添市
		<small>ながはま ひろし</small> 長浜 寛	石垣市
		<small>のほら まさとし</small> 野原 政俊	石垣市
		<small>ひがしかなみね ひとし</small> 東金嶺 等	石垣市
		<small>まえざと さとる</small> 眞栄里 悟	豊見城市
		<small>まえはな ゆうじ</small> 前花 雄二	石垣市
		<small>みやの けいすけ</small> 宮野 敬介	南風原町
		<small>よこめ さだこ</small> 横目 貞子	石垣市

(1) 解説

八重山古典民謡は、喜舎場英整が1884(明治17)年に編集した「八重山歌工工四」(96曲採譜)と、大浜用能が1885(明治18)年に編集した「八重山歌工工四」(78曲採譜)が刊行されたことにより本格的に普及した。県指定無形文化財の沖縄伝統音楽野村流、沖縄伝統音楽安富祖流、沖縄伝統音楽湛水流、沖縄伝統音楽箏曲と同じく沖縄芸能史の上で貴重な価値があるとして、昭和58年3月31日付けで県指定無形文化財に指定された。これまでに38名の保持者が認定されたが、12名の物故者があり、保持者は26名になっていた。

今回追加認定された14名は、いずれも芸歴と技法に優れ、八重山古典民謡の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体現できるものと認められる。よって、以上の者を無形文化財「八重山古典民謡」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は40名となる。

## 2 「八重山伝統舞踊」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる10名を沖縄県指定無形文化財「八重山伝統舞踊」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された7月15日付けとなる。

無形文化財の名称		保 持 者	
		氏 名 (芸名)	住 所
八重山伝統舞踊	舞踊	宇根 佳代 (宇根 佳代子)	石垣市
		岡山 睦子	石垣市
		荻堂 久子	石垣市
		川井 民枝	石垣市
		黒石 高子	石垣市
		島袋 トキ子	石垣市
		嵩原 民子	石垣市
		比嘉 美奈子 (本盛 美奈子)	宜野湾市
		宮良 治子 (大浜 治子)	石垣市
		吉濱 久枝 (吉浜 久枝)	神奈川県秦野市

### (1) 解説

八重山伝統舞踊は、現在、八重山という地域のみならず、県内外において広く鑑賞・愛好されており、既指定の沖縄伝統舞踊とともに、沖縄芸能史上重要な地位を占めるものである。よって、八重山伝統舞踊を指定し保存を図るとともに、後継者の養成や記録作成を図る必要から、平成16年5月14日に県指定無形文化財に指定された。これまでに15名の保持者が認定されたが、4名の物故者があり、保持者は11名になっていた。

今回追加認定された10名は、いずれも芸歴と技法に優れ、八重山伝統舞踊の継承・研鑽に励み、体得した技法を高度に体現できるものと認められる。よって、以上の者を無形文化財「八重山伝統舞踊」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は21名となる。

## 3 追加認定にかかるこれまでの経緯

- ・令和3年3月26日に「八重山古典民謡」「八重山伝統舞踊」保持者の追加認定について、県教育委員会から文化財保護審議会に諮問。
- ・令和3年4月8日に沖縄県文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示。
- ・令和3年5月28日に開催された第4専門部会において、諮問内容の確認と調査について審議。
- ・令和3年5月28日から令和4年3月7日まで第4専門部会にて調査・審議。
- ・令和4年3月7日に第4専門部会にて審議し候補者案を決定。
- ・令和4年3月29日に開催された文化財保護審議会において、追加認定について

の議論がまとまり、令和4年4月18日に宮里正子文化財保護審議会会長から半嶺満教育長に答申が手交された。

- ・令和4年4月21日、教育長決裁により無形文化財「八重山古典民謡」「八重山伝統舞踊」の追加認定が決定した。



(写真提供: 郡職八重山古典民謡保存会)



(写真提供: 八重山古典音楽堂流協和会)



(写真提供: 八重山古典音楽堂流協和会)



舞古其心流節: 奥島海聖子



上原心流節: 大塚利子\*